

2. (2) ④ 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進①

概要 【介護老人保健施設】

- 在宅復帰・在宅療養支援等評価指標及び要件について、介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能を更に推進する観点から、指標の取得状況等も踏まえ、以下の見直しを行う。その際、6月の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
ア 入所前後訪問指導割合に係る指標について、それぞれの区分の基準を引き上げる。
イ 退所前後訪問指導割合に係る指標について、それぞれの区分の基準を引き上げる。
ウ 支援相談員の配置割合に係る指標について、支援相談員として社会福祉士を配置していることを評価する。
○ また、基本報酬について、在宅復帰・在宅療養支援機能に係る指標の見直しを踏まえ、施設類型ごとに適切な水準に見直しを行うこととする。

算定要件等 ※下線部が見直し箇所

在宅復帰・在宅療養支援等指標：下記評価項目 (①～⑩) について、項目に応じた値を足し合わせた値 (最高値：90)

①在宅復帰率	50%超 20 10%以上 20	30%超 10 5%以上 10	30%以下 0 5%未満 0
②ベッド回転率	30%以上 10 ⇒ 35%以上 10 30%以上 10 ⇒ 35%以上 10	10%以上 5 ⇒ 15%以上 5 10%以上 5 ⇒ 15%以上 5	10%未満 0 ⇒ 15%未満 0 10%未満 0 ⇒ 15%未満 0
③入所前後訪問指導割合			
④退所前後訪問指導割合			
⑤居宅サービスの実施数	3サービス 5 5以上 (PT, OT, STいずれも配置) 5	2サービス (訪問リハビリテーションを含む) 3 5以上 3	2サービス 1 3以上 2 0、1サービス 0
⑥リハ専門職の配置割合			
⑦支援相談員の配置割合	3以上 5 ⇒ 3以上 (社会福祉士の配置あり) 5	(設定なし) ⇒ 3以上 (社会福祉士の配置なし) 3 2以上 3	2未満 0
⑧要介護4又は5の割合	50%以上 5 10%以上 5 10%以上 5	35%以上 3 5%以上 3 5%以上 3	35%未満 0 5%未満 0 5%未満 0
⑨喫煙吸引の実施割合			
⑩経管栄養の実施割合			